

工事請負契約書（案）

1. 工事番号・名称 第 20-79250-0005 号
須賀川桐陽高校エアコン整備工事(電気)
2. 工 事 の 場 所 須賀川市陣場町地内（須賀川桐陽高等学校）
着 工 令和 年 月 日
3. 工 期
完 成 令和 年 月 日
4. 工事請負代金の額 金 円 也
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 円 也
5. 契 約 保 証 金

上記の工事について、発注者 福島県 と受注者 は、福島県工事請負契約約款の各条項及び別に発注者が指示する設計図書並びに次の特約条項の定めるところに基づいて、請負契約を締結する。

上記契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 福島県須賀川市陣場町128
福島県
福島県立須賀川桐陽高等学校長 井関 和明

受注者

特記事項

上記工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をする施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用について別途書面により、記名押印をして契約当事者相互に交付すること。

特約条項

第1 受注者は、福島県工事請負契約約款(以下「約款」という。)第4条第1項に規定する契約の保証を付すことを要しない。ただし、請負代金額の変更により変更後の請負代金額が500万円以上となった場合は、この限りではない。

(注 この特約条項は、落札額が500万円未満の場合に特約することとし、500万円以上の場合は特約しない。この場合、特約条項第2以下の各条項を1条繰り上げること。)

第2 この契約は、債務負担行為に基づく契約とし、各会計年度における請負代金の支払の限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

令和2年度 金 円(出来高予定額の90%以内の額で別に示す額)

令和3年度 工事請負代金額から令和2年度支払額を差し引いた額

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりとする

令和2年度 金 円(請負代金額の50%以内の額で別に示す額)

令和3年度 工事請負代金額から令和2年度出来高予定額を差し引いた額

3 発注者は、予算上の都合その他必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

第3 約款第35条中、「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは、「契約書記載の工事完成の時期(最終の会計年度以外の会計年度にあっては会計年度末)」と、約款第35条及び約款36条中「請負代金額」とあるのは、「当該年度の出来高予定額(前会計年度における約款第38条第1項の請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払いをしたときは、前会計年度の出来高予定額を超えた額を控除した額)」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前会計年度における約款第38条第1項の請負代金相当額(以下「請負代金相当額」という。)が前会計年度までの出来高予定額に達しない場合には、第1項の規定による読替後の約款第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前金払の支払を請求することができない。

3 前会計年度における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しない場合には、その額が当該出来高予定額に達するまで前金払の保証期限を延長するものとし、約款第36条第3項の規定を準用する。

第4 前会計年度における請負代金相当額が、前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は当該会計年度の当初に当該超過額(以下「出来高超過額」という。)について部分払をすることができる。

2 この場合において前金払の支払を受けている場合の部分払金額については、約款38条第1項及び第6項の規定にかかわらず、次により算定する。

部分払の額 $\leq$ 着工時からの出来高金額 $\times 9/10 -$ (前会計年度までの支払金額 $+$ 当該会計年の部分払金額) $-$ [着工時からの出来高金額 $-$ (前会計年度までの出来高予定金

工事 条件付一般競争入札

額＋出来高超過額)]×当該会計年度の前払金額／当該会計年度の出来高予定額

3 約款第38条第1項ただし書きの表中、請負代金額2,000万円以上の場合、発注者と受注者が協議して定める各会計年度の部分払を請求できる回数は3回（中間前金払をする場合は2回）とする。ただし、第1項の部分払を請求する場合にあっては4回（中間前金払をする場合は3回）とする。

第5 約款第35条第1項中「10分の4」とあるのは「10分の5」と、同条第3項中「1,000万円以上で、かつ、工期が100日以上」とあるのは「300万円以上」と、同条第6項中「10分の4」とあるのは「10分の5」と、「10分の6」とあるのは「10分の7」と、同条第7項及び同条第8項中「10分の5」とあるのは「10分の6」と、「10分の6」とあるのは「10分の7」と読み替えて、規定を準用する。

第6 受注者は、受注者の申請に基づき発注者が認める場合、福島県又は市町村が発注し受注者が受注している他の工事(以下「他の工事」という。)の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合において約款第10条第2項中「工事現場」は、この工事の工事現場と当該他の工事の現場を通じて一の工事現場とみなすものとする。なお、受注者の申請及び発注者の承認は文書により行い、発注者は承認の際に必要な条件を付すことができる。

第7 約款第37条に次のただし書を加える。

ただし、平成28年4月1日から令和3年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和3年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

第8 受注者は、入札時に発注者が示した入札時積算数量書（仮設工事、土木工事及び一式とされた項目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。以下単に「入札時積算数量書」という。）に記載された積算数量に疑義が生じたときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求することができる。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、確認を求めることができないものとする。

2 前項の請求は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する受注者が入札時に提出した工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

3 監督員は、第1項の請求を受けたとき又は自ら入札時積算数量書に記載された積算数量に誤謬又は脱漏を発見したときは、直ちに確認を行わなければならない。

4 前項の確認の結果、入札時積算数量書の訂正の必要があると認められるときは、発注者は、受注者と協議して、これを行わなければならない。

5 前項の訂正が行われた場合において、発注者は、請負代金額の変更の必要があると認められるときは、工事請負契約約款第25条に定めるところにより、当該変更を行うものとする。この場合における同条第1項本文の規定による協議は、訂正された入札時積算数量書に記載された積算数量に基づき行うものとする。